

令和7年度美濃加茂市障がい者優先調達方針

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進し、障害者就労施設等の仕事を確保すること等により、障がいのある方の自立の促進に資することを目的とする。

1 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、美濃加茂市（以下「市」という。）が発注する物品等の調達とする。

2 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

3 調達目標

令和7年度の調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 4,600,000 円（物品 400,000 円、業務 4,200,000 円）

4 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

(1) 調達推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労支援施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能になるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど、発注方法を考慮するように努める。

ウ物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能になるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能になるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を積極的に活用する。

(5) 契約への取組み

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、各課の契約において積極的に取り組むこととする。

(6) 調達に係る進捗状況の把握及び取組事例等の周知

各課における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、必要に応じて調達目標の達成に向けた進捗状況の把握を行うとともに、調達の検討に当たり参考となる取組事例を周知する。

5 調達実績の公表

市は、本方針に基づき調達した物品等の実績について、年度終了後、遅滞なく取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

6 その他

市による調達の推進のほか、障害者就労施設等の支援のため、関係機関等が行うイベント等における販売機会の確保に努める。